育児・介護休業に関する規程

（目　的）

第１条　本規程は、一般社団法人徳島県サッカー協会職員就業規則第２６条の規定に基づき、この法人の職員（常勤及び非常勤職員）の育児・介護休業に関する取扱いについて定めるものである。

（育児休業の対象者）

第２条　育児のために休業することを希望する職員であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。

（育児休業の申出の手続等）

第３条　育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の１カ月前までに、育児休業申出書を事務総長等に提出することにより申し出るものとする。

２　申出は、特別の事情がない限り、一子につき１回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

（育児休業の申出の撤回等）

第４条　申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を事務総長等に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

（育児休業の期間等）

第５条　育児休業の期間は、原則として、子が１歳に達するまでを限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

（介護休業の対象者）

第６条　要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程に定めるところにより、介護休業をすることができる。

２　この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者をいう。

（介護休業の申出の手続等）

第７条　介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の２週間前までに、介護休業申出書を事務総長等に提出することにより申し出るものとする。

（介護休業の申出の撤回等）

第８条　申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を事務総長等に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

（介護休業の期間等）

第９条　介護休業の期間は、対象家族１人につき、原則として、通算９３日間の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

（給与等の取扱い）

第10条　育児・介護休業の期間については、基本給は支給しない。

２　定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。

３　退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

（介護休業期間中の社会保険料の取扱い）

第11条　介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に協会が納付した額を当月２５日までに職員に請求するものとし、職員は協会が指定する日（当月末）までに支払うものとする。

（復職後の勤務）

第12条　育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

２　本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の１カ月前又は介護休業終了予定日の２週間前までに正式に決定し通知する。

（年次有給休暇）

第13条　年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

（法令との関係）

第14条　育児・介護休業に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附　　則

本規程は、平成２０年５月１日から適用する。

この規程の改正は、平成２８年４月１日から施行する。